成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部改正）

**第一条**　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （発行者の指定の申請書の提出）<br>**第八条**　法第十八条第一項の教科用図書発行者の指定を受けようとする者は、発行しようとする義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下同じ。）が採択されることとなる年度の前年度の一月三十一日までに、別記様式による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。<br>２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>一　［略］<br>二　法人にあつては定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書、人にあつてはその者（未成年者である場合においては、その法定代理人を含む。）の戸籍謄本（法定代理人が法人である場合においては、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書）<br>三から七　［略］<br>**別記様式**（第八条関係）<br>［略］ | （発行者の指定の申請書の提出）<br>**第八条**　法第十八条第一項の教科用図書発行者の指定を受けようとする者は、発行しようとする義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下同じ。）が採択されることとなる年度の前年度の一月三十一日までに、別記様式による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。<br>２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>一　［略］<br>二　法人にあつては定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書、人にあつてはその者及びその法定代理人の戸籍謄本（法定代理人が法人である場合においては、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書）<br>三から七　［略］<br>**別記様式**（第七条関係）<br>［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（技術士法施行規則の一部改正）

**第二条**　技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第三条第一号の文部科学省令で定めるもの）<br>**第一条**　技術士法（以下「法」という。）第三条第一号の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により技術士又は技術士補の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。<br>**第一条の二**　［略］<br>（技術部門）<br>**第二条**　法第四条第一項の技術部門は、次のとおりとする。<br>一から二十一　［略］ | ［条を加える。］<br><br><br><br><br>**第一条**　［略］<br>（技術部門）<br>**第二条**　技術士法（以下「法」という。）第四条第一項の技術部門は、次のとおりとする。<br>一から二十一　［略］ |